

千葉県金属スクラップヤード等対策について ~金属スクラップヤード等規制条例の制定~





令和6年10月16日(水) 千葉県環境生活部ヤード・残土対策課

目次

1 金属スクラップヤード等規制条例の内容

2 金属スクラップヤード等規制条例の制定背景

3 金属スクラップヤード等規制条例の検討経緯

金属スクラップヤード等とは



(参考)自動車ヤードとは





エンジンなどは部品であり、再使用されるため、シート をかけるなど丁寧に保管されている。

条例の内容①条例の狙い

〇条例の狙い

- いわゆる金属スクラップヤード等における不適正な 事業運営による生活環境の悪化を防止し、適正な資源 の再生利用を推進するため条例を制定。
- これまで法令の適用ができなかった金属スクラップヤード等に対して、条例により必要な規制を行うことで適正な運営を担保する。

条例の内容②規制対象

〇規制対象

特定再生資源を屋外において、重機等を使用して積み上げて保管をする事業、"特定再生資源屋外保管業" が規制の対象。

<特定再生資源とは>

- ①使用を終了し、収集された製品(金属又はプラスチックが使用されているものに限る。)
- ②収集された金属又はプラスチック(製品の製造、加工、修理又は販売、土木建築に関する工事その他の人の活動に伴い副次的に得られたものに限る。)
- ※①②のいずれについても、これらが破砕、切断、圧縮又は解体されたものを含む。 また、廃棄物、有害使用済機器、自動車ヤード条例の"特定自動車部品"等は含まない。

<屋外とは>

屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物の外

<重機等とは>

油圧ショベル、フォークリフト(最大揚高が3m超のもの)、クレーンなど

※油圧ショベルは、バックホウやグラップルなどの作業装置を有する重機の総称です。

条例の内容③規制手段その1

- 〇事業の許可
- 〇住民への周知
- 〇基準遵守義務
 - ▶ 事業場の基準適合維持 (囲いの設置、底面の舗装等)
 - > 保管物の高さ制限措置
 - > 火災発生・延焼の防止措置
 - > 汚水の飛散・流出や悪臭の発散防止措置
 - ➤ 騒音・振動の防止措置
- 〇現場責任者の設置

条例の内容④規制手段その3

≪事業場と基準の概要≫

保管物の高さ

保管物の崩落・火災などを防止するため、 囲いの高さを超えて保管しないなどの 「高さ制限」を遵守して保管する必要が あります。(詳しい基準は右頁を参照) 例:(雑品スクラップの場合)最高5 m

囲いの設置

保管物の崩落・飛散を防止する ため、保管の場所の周囲に囲い を設置する必要があります。 また、保管物の荷重が直接囲い にかかるか、そのおそれがある 構造である場合は、構造耐力上 安全な囲いが求められます。

騒音・振動の防止対策

重機等の稼働、保管物の積上げ・ 積下し、破砕等によって発生する 騒音・振動で、生活環境の保全上 の支障を生じないように、措置を 講じる必要があります。

廃棄物の適正処理

事業活動に伴って発生した 廃棄物は、廃棄物処理法の ルールを遵守して、適正に 処分する必要があります。

火災の発生防止② ~分別保管~

電池や油類、モーターなど、 火災を発生させる原因になる おそれがあるものは、適正に 回収する必要があります。 回収後、他の保管物と分別し、 屋内や不燃性の容器に入れて 保管する必要があります。

火災の発生防止① ~保管物の単位面積・間隔~

火災の発生・延焼の防止のため、 雑品スクラップを保管する場合、 その保管物の面積は1つ当たり 200㎡以内とし、保管物同士 の間隔は2m以上とする**必要 があります。 **仕切りがある場合を除きます。

保管の場所

事業場内で"保管の場所"を決めて、明確にしておく必要があります。また、"特定再生資源の区分"ごと(①金属スクラップ、②プラスチック類、③雑品スクラップ)に分類して保管する必要があります。

油等の流出・地下浸透防止

油や汚水の流出・地下浸透により、公共水域や土壌を汚染するおそれがある場合には、 底面のコンクリート敷設や、 油水分離装置・排水溝の設置などの措置が求められます。

標識の掲示

標識

事業の許可番号、事業者の氏名 又は名称、現場責任者の連絡先 など、必要事項を記載した標識 を設ける必要があります。

現場責任者の設置

事業場には現場責任者を設置 する必要があります。

条例内容(5)実効性の確保手段

〇命令等

- 基準遵守の義務違反等について、保管方法の変更命令等を発出
- 県民の生活の安全上に支障が生じていると認める場合等について、措置命令を発出
- 命令に違反した場合等について、許可の取消し又は事業の停止 命令を発出

〇報告徴収、立入検査

- 特定再生資源屋外保管業を行っていると認められる者に対し て報告徴収
- 特定再生資源屋外保管業を行っていると認められる者の事業 場等へ立入検査

〇罰則

- 無許可営業、命令違反等は「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」
- 届出義務違反その他の義務違反等は「30万円以下の罰金」

条例の内容⑥その他

〇施行期日

令和6年4月1日

〇経過措置

既存事業者にも許可取得を求め、条例の各規定への適合に必要な期間を1年間設定。(令和7年3月31日まで)

条例の内容⑦その他

〇条例施行に向けた取組

- 金属スクラップヤード等として把握をしている全ての事業場を訪問
- 遵守すべき基準など条例の規制内容と、1年間の経過期間内 に許可申請する必要があることを周知

〇条例施行後の対応

- 許可申請をしない事業者に対しては、順次、条例に基づく 立入検査を実施。
- 申請に係る相談等の有無にかかわらず事業者に対して、条例 の規制内容を遵守するよう、必要な指導等を実施。
- 経過期間内に許可申請をするよう重ねて指導を実施。

条例制定の背景①ヤードが生じた背景

〇中国の禁輸措置による影響

- 中国の禁輸措置※に伴い、単一素材で原料にまで加工されたプラスチックや金属スクラップでないと輸出できなくなった。
- 禁輸措置以前は、中国国内で行われていた使用済 プラスチックや金属製の工業機器類の手解体や破砕 等の作業が、輸出する前の日本国内で行われるよう になった。

※ 中国の禁輸措置の概要

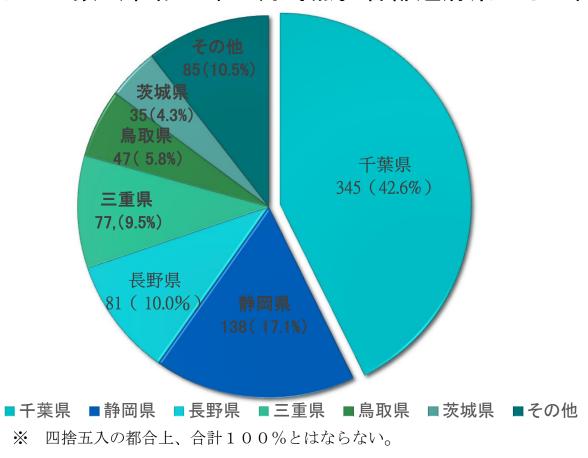
中国国民の健康に大きな影響を与える固形廃棄物(生活系プラスチックなど)の輸入は2017年末までに全面的に禁止し、中国国内の資源ごみで代替可能な固形廃棄物(工業系プラスチックや金属スクラップなど)の輸入は2019年末までに段階的に禁止・制限することとされた。

条例制定の背景②県内のヤード設置状況

- 令和6年9月末のヤード数:515か所(速報値)
- 令和3年度末のヤード数:332か所
- 増減状況:183か所増
- 5 1 5 か所のうち県が所管するヤード数 4 1 0 か所

条例制定の背景③他都道府県と比べてヤードが多い

【表】全国のヤード数(令和3年8月時点。各都道府県からの回答による。)



条例制定の背景4年葉県にヤードが多い理由

〇金属スクラップ等の購入に立地条件が良い

〇金属スクラップ等の売却に立地条件が良い

〇関東の他都県と比べて相対的に土地の価格が安い

条例の検討経緯①

周辺環境へ悪影響が生じている その1

≪高積みによる崩落・火災が発生≫

【写真】崩落した金属スクラップ



【写真】火災発生後の雑品スクラップ



条例の検討経緯②

周辺環境へ悪影響が生じているその2

≪分別作業等に伴う騒音・振動、悪臭の発生≫

【写真】重機による分別作業に伴う騒音の発生 【写真】ガス溶断に伴う悪臭の発生





条例の検討経緯③

周辺環境へ悪影響が生じているその3

≪屋外保管等に伴う油汚染や有害物質を含む汚水が流出≫

【写真】屋外保管に伴う油汚染



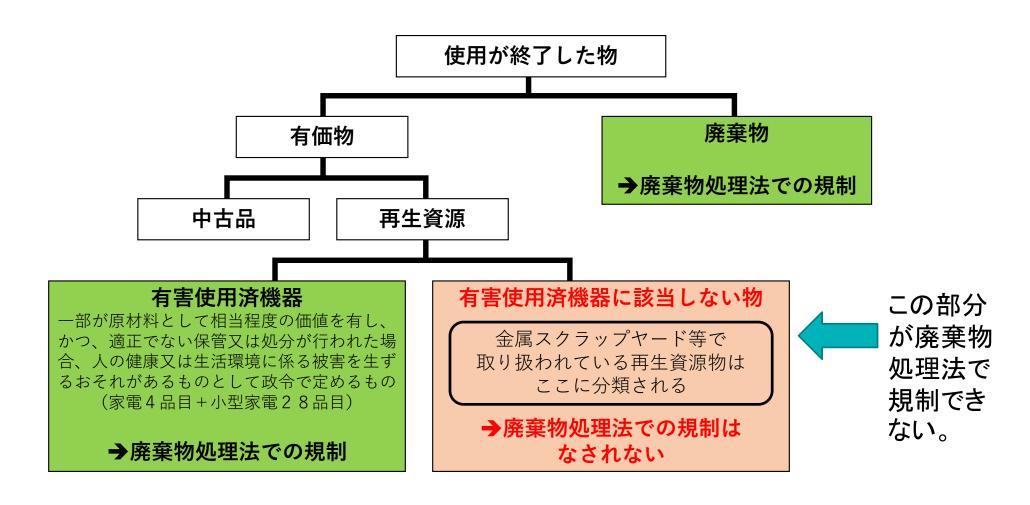
【写真】雑品スクラップの洗浄に伴う汚水の流出



条例の検討経緯4

既存法令等の限界その1

〇廃棄物処理法で規制できない



条例の検討経緯⑤ 既存法令等の限界その2

〇害悪に対する既存法令の適用対象等が限定

騒音規制法や水質汚濁防止法、消防法などの法令は、 金属スクラップ等の保管や、保管に伴う作業を直接規制 するものではなく、適用対象や範囲が限定されている。

条例の検討経緯⑥実態調査の実施

〇ヤードの設置状況等を把握

ヤード数:332か所 そのうち108か所で周辺環境への悪影響を確認

〇各市町村から意見を聴取

許可制の導入や住民説明会の開催等を義務付けた条例 を制定してほしい。 など

〇有識者からの意見を聴取

- 全県域における一律の住宅地からの距離制限は 好ましくない。
- リサイクルの推進への配慮が必要。 など